

令和8年度 岐阜県の伝統的工芸品導入支援補助金 公募要領

【募集期間】

令和8年6月1日（月）～令和8年11月30日（月）まで

※募集期間中であっても、予算額に達し次第募集を終了させていただきます。

※事業実施にかかる支払いも含め令和9年1月15日（金）までに完了していない場合、補助金は交付できません。

※事業実施期間を考慮の上、早めに申請してください。

【提出方法】

申請書類の提出は原則、郵送またはメールにより提出してください。

※郵便等による提出の際は、封筒等の表面に「岐阜県の伝統的工芸品導入支援補助金申請書類在中」と記載してください。

【申請書類】

申請書類の様式は下記の岐阜県地域産業課公式ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/490445.html>

【お問い合わせ先・提出窓口】

岐阜県 商工労働部 地域産業課 伝統産業係

住 所：〒500-8570

岐阜市藪田南2-1-1

電 話：058-272-1111（内線3786）

メー ル：c11355@pref.gifu.lg.jp

受付時間：8時30分から17時15分（土、日、祝日を除く）

令和8年4月

岐阜県商工労働部地域産業課

1 事業の目的

県内の宿泊施設、オフィスビル、店舗等のエントランス空間等への岐阜県の伝統的工芸品の導入や、内装・外装への利用を通じて、施設の利用者へその魅力を発信するとともに、その施設等が有する発信力を活用することにより、県内の伝統的工芸品の認知度向上を図ることを目的とした補助制度です。

2 「岐阜県の伝統的工芸品」について

「岐阜県の伝統的工芸品」とは以下の条件を満たす工芸品とします。

「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」（昭和49年法律第57号）第2条第1項の規定により指定を受けた岐阜県内の工芸品

<参考>経済産業大臣指定県内伝統的工芸品 全6品目（令和8年3月末時点）
飛騨春慶（昭和50年2月指定）、一位一刀彫（昭和50年5月指定）、
美濃焼（昭和53年7月指定）、美濃和紙（昭和60年5月指定）、
岐阜提灯（平成7年4月）、岐阜和傘（令和4年3月指定）

3 補助事業について

(1) 展示のための岐阜県の伝統的工芸品購入事業

(2) 建物等の内装等に用いる岐阜県の伝統的工芸品導入事業

- ・ 本事業の対象となる岐阜県の伝統的工芸品は、伝産法第4条第1項に規定する特定製造協同組合等又は、特定製造協同組合等の構成員が製造したものとし
ます。

※卸売業者や小売業者を経由して購入しても問題ありませんが、製造者が上記であるか確認させていただきます（必要に応じて、岐阜県から特定製造協同組合等へ確認をする場合があります。）。上記以外が製造したものを購入した場合、もしくは製造者が上記であることを確認できない場合は、事業完了後であっても、交付決定を取り消す場合がございます。

- ・ 対象となる岐阜県の伝統的工芸品は展示の用に供することを基本としています。
- ・ 導入した岐阜県の伝統的工芸品について、その魅力が伝わるようその伝統的工芸品についての説明などを表示していただきます。

※本補助金は、国等の機関が実施する補助金との併用はできません。

4 補助対象施設について

県内の宿泊施設、オフィスビル、店舗等の岐阜県の伝統的工芸品のPRに効果があると認められる施設を対象とします。

ただし、次の施設は対象外とします。

国及び地方公共団体が管理又は運営する施設

※国又は地方公共団体から運営委託もしくは指定管理を受けている施設も含む

5 補助事業の実施場所について

補助対象施設内の下記にて補助事業を実施していただきます。

- (1) エントランス、ロビー、受付、廊下、エレベーターホール等、施設利用者の多くの目に触れる場所
- (2) その他、岐阜県の伝統的工芸品の PR に効果あると知事が認める場所

6 補助事業者について

4の施設において3の補助事業を自らの費用負担で実施する者としてします。ただし、以下のいずれかに該当する場合は補助対象外とします

1. 暴力団又は暴力団員
2. 暴力団員が事業主又は役員であるもの
3. 暴力団と密接な関係を有するもの
4. 国及び都道府県、市町村等の地方公共団体
5. 県税に滞納があるもの
6. 宗教法人が管理又は運営するもの

7 補助率及び補助上限額

補助対象事業	補助率	補助金の額
1. 展示のための岐阜県の伝統的工芸品購入事業	補助対象経費の1/2以内	補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じて得た額と補助上限額とを比較して小さい方の額（当該額が補助下限額未満となる場合は、補助金を交付しない） ※補助限度額 上限：1,000千円 下限：300千円
2. 建物等の内装等に用いる岐阜県の伝統的工芸品導入事業		補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じて得た額と補助上限額とを比較して小さい方の額 上限：3,000千円 下限：なし

※予算額に達し次第、終了させていただきます。

8 補助対象経費について

補助事業を実施するために必要となる経費のうち、知事が必要と認める以下の経費が対象となります。また、補助対象経費は、補助事業者が補助事業の実施に要する経費のうち、交付決定日から令和9年1月15日までに発注、納品及び支払を終えたものに限りします。

なお、維持管理費は対象外とします。(月額費用の前払いなども対象外)

(対象経費)

事業区分	補助対象経費	
	経費区分	内容
1. 展示のための岐阜県の伝統的工芸品購入事業	備品・消耗品費	岐阜県の伝統的工芸品の技術・技法を活用した展示用の調度品等の購入に要する経費
	需用費	岐阜県の伝統的工芸品の展示に当たり必要なキャプション等の制作に要する経費
	設置費	岐阜県の伝統的工芸品の技術・技法を活用した調度品等を展示する什器の購入に要する経費
	その他	知事が必要と認める経費
2. 建物等の内装等に用いる岐阜県の伝統的工芸品導入事業	備品・消耗品費	岐阜県の伝統的工芸品の技術・技法を活用した建物の内外装に用いる調度品等の購入に要する経費
	需用費	建物の内外装に用いた岐阜県の伝統的工芸品の魅力発信に当たり必要なキャプション等の制作に要する経費
	委託料	岐阜県の伝統的工芸品の技術・技法を活用した建物の内外装に用いる調度品等の加工に要する経費 ※取付け等の加工費は対象外
	その他	知事が必要と認める経費

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てることとします。

※消費税および地方消費税を含む公租公課は補助対象外です。

※交付決定の日より前に支払われた経費は対象となりません。

以下の経費は補助対象外となります。

- ・補助対象事業に係る経費のうち、交付決定前の実施にかかった経費
- ・設備、機器設置後の維持費、メンテナンスに係る経費
- ・リース・レンタルによる設置機器に係る経費
- ・コンサルティングに係る経費
- ・間接経費（消費税その他の租税公課、収入印紙代、各種サービスの月額利用料、光熱水費、振込手数料等）
- ・従業員等の人件費（交通費、宿泊費等）、飲食費等
- ・補助金申請書に記載のものと異なる工芸品等を購入、導入した経費
- ・その他、事業目的に照らして直接関係しない経費など、知事が適切でない判断する経費

9 申請方法

(1) 申請受付期間

令和8年6月1日（月） ～ 令和8年11月30日（月）

※申請期間中であっても、予算額に達し次第、終了させていただきます。

(2) 申請方法

- ・原則、郵送又は電子メールとします。
- ・メールの場合、署名又は記名押印が必要な書類は写しの提出でも可能です。
- ・申請書類の作成等に係る費用は申請者の自己負担となります。

(3) 提出書類

以下の書類を（4）へ提出してください。

【提出書類】

- ①申請書（第1号様式）
- ②事業計画書（第1号様式別紙）
- ③積算の根拠書類（見積書等）
- ④購入する伝統的工芸品の製造者がわかる書類（③に記載されていれば不要）
- ⑤納税証明書（県税分）

(4) 問い合わせ先

岐阜県 商工労働部 地域産業課 伝統産業係

住 所 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

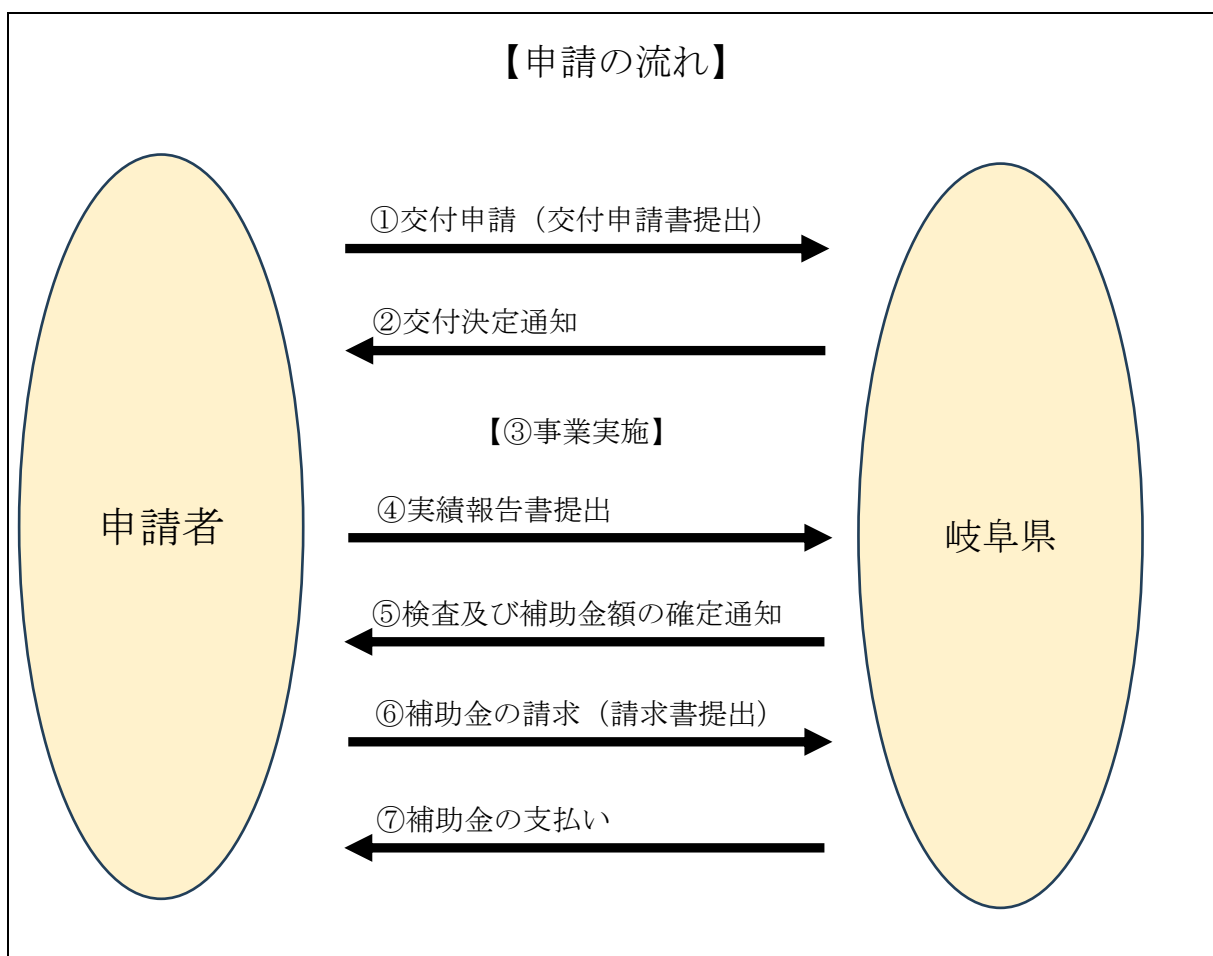
電 話 058-272-8194

メ ー ル c11355@pref.gifu.lg.jp

受付時間 8時30分～17時15分 ※土、日、祝日を除く

10 申請の流れについて

申請から補助金の交付までの流れは以下のとおりです。



- ・ 交付決定後から事業完了までに間に当初の申請内容から変更があった場合は事業経費配分（内容）変更承認申請書（第3号様式）にて承認を受ける必要があります。

※以下の場合については変更申請の必要ありません。

- （1）補助金の交付の目的または補助事業の能率に影響を及ぼさない範囲の軽微な変更
 - （2）補助対象経費の総額の20%以内の配分の変更。
 - （3）補助対象経費の総額の20%以内の減額。
- ・ 交付決定後に補助事業を中止または廃止しようとする場合は、あらかじめ事業中止（廃止）承認申請書（第4号様式）にて承認を受ける必要があります。
 - ・ 交付決定後に補助事業が予定の期間内に完了しない場合や補助事業の遂行が困難となった場合は事業遅延等報告書（第5号様式）にて報告する必要があります。

1 1 補助事業の完了、検査について

- ・ 交付決定を受けた補助事業者は、事業実施にかかる支払いも含め、令和9年1月15日までに完了が必要です。令和9年1月15日までに完了しない場合、補助金は交付できません。
- ・ 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日以内または令和9年2月10日のいずれか早い日までに実績報告書（第8号様式）を提出してください。
※補助事業が完了した日とは工芸品を導入し、施設利用者への展示及び発信を開始した日になります。
- ・ 実績報告にあたっては、以下の書類を9（4）へ提出してください。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①実績報告書（第8号様式）②事業実績報告書（第8号様式別紙1）③事業完了を証明する以下についての画像<ul style="list-style-type: none">・ 取得した工芸品の設置状況や内装材等への導入状況・ 自社ホームページ、案内表示等による発信状況④補助対象経費の支払いが確認できる書類の写し（請求書、領収書等）⑤取得した工芸品の製造者が分かる書類（④に記載されていれば不要） |
|---|

- ・ 補助事業の完了後、完了検査のため、現地調査に伺う場合があります。その際は、写真撮影等補助事業の実施状況を確認しますので、ご協力をお願いします。

1 2 補助金の請求、支払いについて

- ・ 補助事業者からの実績報告書の提出を受け、岐阜県において提出書類の審査を行った後、適正な事業執行が確認できた場合、補助金額の確定通知を送付します。
- ・ 補助金の支払いについては、補助事業後の精算払いとなります。
- ・ 補助金額の確定通知を受領した補助事業者については「精算払交付請求書」（第10号様式）により、岐阜県へ補助金の請求を行ってください。その請求に基づき、補助金を交付します。

1 3 財産の管理等について

- ・ 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産（取得財産）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付の目的にしたがって、その効果的な運用を行ってください。
- ・ 取得財産について「取得財産等管理台帳」（第12号様式）を作成し、管理してください。
- ・ 取得財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）が耐用年数として定める期間、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。

- ・補助事業者は、取得財産を、その耐用年数が経過する前に処分しようとするときはあらかじめ「取得財産の処分承認申請書」（第13号様式）を提出し、知事の承認を受ける必要があります。
- ・補助事業者が、知事の承認を受けて取得財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部または一部を県に納付させる場合があります。

14 その他

- ・補助事業者は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類や帳簿等を整備し補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存してください。
- ・補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間、補助事業の過去1年間の実施状況について「事業実施後状況等報告書」（第14号様式）にて報告してください。